

基監発第 1012001 号
基安化発第 1012001 号
平成 17 年 10 月 12 日

関係都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
安全衛生部化学物質対策課長

石綿を含有するおそれのある岩石を加工し製剤等として販売して
いる事業者に対する監督指導又は個別指導の実施について

が、平成 16 年 10 月 1 日以降、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 55 条により製造等が禁止されている石綿を 1% を超えて含有する接着剤を製造・販売していた事実が判明し、先般、同社において該当製品を自主回収する旨の発表がなされたところであるが、このような事態に至った原因として、当該接着剤の原材料となる製剤等を に対して販売した事業者において、

である。

については、

監督指導又は個別指導を実施されたい。